大崎市生活支援体制整備事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第２項第５号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）を実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は，大崎市（以下「市」という。）とする。ただし，市は，事業の全部又は一部を適切な事業の実施を確保することができるまちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成１８年大崎市条例第２５号）第２条に規定するまちづくり協議会をいう。），地域づくり委員会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成１８年大崎市規則第２４号）第４条に規定する地縁型の地域づくり委員会をいう。）（以下「地域地縁組織等」という。）及び社会福祉協議会（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条に規定する団体をいう。）に委任（以下「受託団体」という。）することができる。

（事業内容）

第３条　事業の内容は，次に掲げるとおりとする。

（１）　生活支援コーディネーターの配置

（２）　協議体（話し合いの場）の設置・運営

（生活支援コーディネーター）

第４条　生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は，地域における高齢者の生活支援体制整備を推

進するため，ボランティア等を担い手とした生活支援及び介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の提供体制の構築に向け，市及び地域包括支援センターと連携し，次に掲げる事項を行うものとする。

（１）　地域ニーズと資源の状況の見える化及び問題提起

（２）　地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ

（３）　関係者のネットワーク化

（４）　目指す地域の姿，方針の共有及び意識の統一

（５）　生活支援等サービスの担い手の養成及び生活支援等サービスの開発

（６）　地域ニーズと生活支援等サービスのマッチング

（７）　その他前各号の実施に関し必要な業務

２　コーディネーターの活動区域は，次のとおりとする。

（１）　第１層　市

（２）　第２層　別に定める前項の活動の実施において適切な区域

（協議体）

第５条　市長は，定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するため，コーディネーター及び生活支援サービスの提供主体等が参画する協議体を設置するものとする。ただし，必要があると認めるときは，日常生活圏域においても協議体を設置することができる。

２　協議体の役割は，次のとおりとする。

（１）　コーディネーターの組織的な補完

（２）　地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施）

（３）　情報の見える化の推進

（４）　企画，立案，方針策定を行う場

（５）　地域づくりにおける意識の統一を図る場

（６）　情報交換の場

（７）　働きかけの場

３　協議体は，行政機関，コーディネーター，その他関係者等地域の実情に応じた者で構成する。

（実績報告等）

第６条　受託団体は，事業の実施状況を逐次市長に報告するものとする。

２　受託団体は，この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに，関係書帳簿を整備し，５年間保存するものとする。

（守秘義務）

第７条　受託団体又は事業に従事する者は，業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業の受任を終えた後及びその職を退いた後も同様とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，事業の実施に必要な事項は，別に定める。

附　則（平成２８年８月１日制定）

この要綱は，平成２８年８月１日から施行し，平成２８年度の事業から適用する。

附　則（令和６年２月２９日制定）

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。